

平成26年9月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成26年9月5日(金曜日)午後3時00分から午後4時23分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第 6 2 号) 相模原市文化財保護審議会委員の人事について (生涯学
習部)

4. 閉 会

出席委員 (5 名)

委 員 長 小 林 政 美

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 小野澤 敦 夫 教 育 環 境 部 長 大 貫 守

学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高 学 校 教 育 部 参 事 長 嶋 正 樹

生 涯 学 習 部 長 小 山 秋 彦 教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長 鈴 木 英 之

教 育 総 務 室 担 当 課 長 杉 山 吏 一 学 務 課 長 馬 場 博 文

学 務 課 担 当 課 長 松 島 政 幸 学 校 教 育 課 担 当 課 長 小 泉 勇

教 職 員 課 長 二 宮 昭 夫 教 職 員 課 主 幹 佐 々 木 隆

教 職 員 課 担 当 課 長 菊 池 政 弘 青 少 年 相 談 セ ン タ ー 所 長 小 畑 弘 文

文化財保護課
担当課長

山 迫 孝 弘

文化財保護課
主 査

木 村 弘 樹

事務局職員出席者

教育総務室主査

萩生田 成 光

教育総務室主任

秋 山 雄一郎

開 会

小林委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、福田委員と田中委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

相模原市文化財保護審議会委員の人事について

小林委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 6 2 号、相模原市文化財保護審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第 6 2 号、相模原市文化財保護審議会委員の人事につきましてご説明を申し上げます。

本件は、相模原市文化財保護審議会委員の任期が本年 9 月 3 0 日をもちまして満了するため、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例第 3 3 条の規定に基づきまして、後任の委員を委嘱するものでございます。

任期につきましては、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から平成 2 8 年 9 月 3 0 日までの 2 年間で、1 5 名全員の再任をお願いするものでございます。

なお、後ほどご説明をさせていただきますが、今回提案しております方々のうち、今回の委嘱が 6 期目 1 2 年、8 期目 1 6 年となる方々がございます。本市の審議会等及び協議会等の在り方に関する基本方針では、委員の選任に当たっては、原則、在任期間は 1 0 年を超えないものとされているところでございますけれども、専門的な知識・経験を有する方で、ほかにかえがたい場合はこの限りでないとの例外規定がございますので、これらの

方々につきましても、他にかえがたいとしてご提案をさせていただくものでございます。

それでは、はじめに、相模原市文化財保護審議会の概要をご説明させていただきたいと思っております。議案第62号の参考資料2をご覧くださいと存じます。

(1)設置目的でございます。教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項を調査・審議し、その結果を答申し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議を行うということとされているところでございます。

(2)の定数及び構成でございますが、定数は15名以内、また、構成としましては、学識経験者の方15名ということになってございます。

(3)任期でございますが、2年ということでございます。

(4)活動内容でございますが、年2回の審議会と1回の現地調査を経て、教育委員会が文化財を指定・登録するに当たりまして、答申をいただいているところでございます。また、相模原市教育振興計画におきまして、平成31年度までに180件の文化財の指定・登録を行うということで、目標に掲げてございます。それで、毎年3件から5件程度、指定・登録を行っているところでございます。ちなみに、平成26年4月1日現在でございますが、167件の指定・登録をしているところでございます。

開催実績等につきましては、そちらに記載のとおりでございます。

それでは、各委員のご説明をさせていただきたいと思っております。議案第62号の参考資料1をご覧くださいと存じます。

まず、お1人目の方、薄井和男氏でございます。県立歴史博物館館長でございまして、中世美術、特に彫刻が専門でございます。こちらの方は、今回、8期目ということになります。

2人目でございます。内川隆志氏でございます。國學院大學准教授で、考古学が専門でございます。

また、3人目としまして、大塚靖夫氏でございます。元市立小学校長で、郷土史が専門でございます。こちらの方は、今回、6期目ということになります。

4人目の方、鹿島繭氏でございますが、女子美術大学短期大学部准教授で、日本美術史、特に絵画をご専門とされている方でございます。今回、こちらの方につきまして、8期目ということになります。

次が、鹿野陽子氏でございます。日本工学院八王子専門学校テクノロジーカレッジ専任講師で、造園学、特に景観がご専門でございます。

6人目の方でございます。北川淑子氏でございますが、元東京大学大学院農学生命科学研究科特任研究員で、植物がご専門でございます。こちらの方は、8期目ということになります。

次に、佐藤博文氏でございます。元藤野町の文化財保護委員でございます。郷土史が専門でございます。

次、8人目でございますが、清水擴氏でございますが、東京工芸大学名誉教授で、日本建築史が専門でございます。こちらの方も、今回、8期目ということになります。

次に、竹本康博氏でございますが、相模女子大学教授で、民俗学がご専門でございます。こちらの方も8期目ということになります。

裏面をご覧いただきたく存じます。

奈良雅之氏でございます。元津久井町史編さん委員会の委員でございます。郷土史が専門でございます。

続きまして、樋口孝治氏でございますが、元城山町文化財保護委員で、郷土史が専門でございます。

次に、平田大二氏でございます。県立生命の星・地球博物館館長で、地質学がご専門でございます。

続きまして、藤原良章氏でございます。青山学院大学教授で、日本中世史、特に古文書がご専門でございます。6期目でございます。

次に、山田正法氏でございますが、元相模湖町文化財保護委員でございます。郷土史がご専門でございます。

続きまして、山本雅子氏でございますが、麻布大学教授で、解剖学、特に動物関係がご専門でございます。

以上、15名でございます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。
小林委員長 説明が終了いたしました。これより質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 審議会について、ちょっとお伺いしたいのですが、年に2回の審議会と1回の現地調査ということで、平成25年度も5件の候補地の現地調査というところで書かれているのですが、どういうところに行かれたのかということが知りたいです。毎年行かれているというところで、その現地調査というのは、やはり候補地が多くなるのでしょうか。その辺を教えてくださいたいのですが。

山迫文化財保護課担当課長 そちらの概要に書いてありますとおり、まず7月ぐらいに、事務局の方から今年度、登録と指定について、候補を審議会の委員に提案します。それをもとにしまして、それが指定・登録に値するかどうかということで、現地の方に確認をさせていただきます。昨年度は、考古学資料を結構挙げさせていただきまして、場所的には博物館に物がございまして、そちらを見に行ったりとか、あと、建造物については、相模湖にあります吉野宿ふじや、そういうものを現地で見て、それが合致しているかどうかを確認させていただいて、その後、2月に教育委員会の方から諮問しまして、それが妥当だということで、答申をしていただいています。そういう状況でございます。

福田委員 市のこういう審議会委員の任期のところはちょっと気になるころではあります、8期目の方が6人いらっしゃいます。余人をもってかえがたいということも、それもよくわかるのですけれども、あまり長くなると、古いことに非常にこだわって、なかなか改革が進まないという側面もあるかなと思うのです。目安が5期10年というのは、これで見ると、かなり短いような感じもするのですけれども、何とも言いがたいです。

年齢も8期の方が高齢なのかと試してみたら、そうでもないのですよね。委嘱にあたり、在職期間についての目安から大きくずれていることについて、一定の説明根拠といえますが、この文化財保護ということについての特殊性から来る理由というのを付けられた方がよろしいかということと、やっぱりある程度長い期間委嘱している委員について、交代した方がいいというようなことも、実際に私はあるような気がするのです。

これは今回、いけないということではないのですけれども、ちょっと気になるなというところで、ご検討いただきたいということをお願いしたいと思います。

小山生涯学習部長 ただいま福田委員の方からご指摘をいただきました。文化財保護審議会委員につきましては、1つの目安として、現地調査も当然あって、山の中へ入っていったりとか、そういう体力的に若干無理な方については、そこでかわっていただいたというような実績もございます。

ただ、年齢で区切るのは、やはり個人差がかなり大きいものでございます。今回、8期目の方につきましては、平成12年に、この文化財保護審議会を設置して、その当初からの方々でございます。ただ、福田委員からのご指摘のとおり、このままどこまでいくのかというのがございますので、今回、審議会設置当初からお願いをしている方もおりますが、そういう方の在り方も含めて、これから少し検討してまいりたいと考えております。

福田委員 8期の方が全員やめるというのも何か困るだろうというようなことも考えなが

ら、ご検討していただけるといいなということで、よろしく願います。

大山委員 私も福田委員と同感で、質問しようかなと思ったのですが、年齢的には、長くやっていらっしゃる方が見られます。確かに専門性はあるのですが、やはり何か市として基準をこの辺でつくった方がいいのではないかと私も思います。ぜひご検討をお願いいたしたいと思います。

小林委員長 2年ぐらい前ですか、市立博物館を訪問したときに、ちょうど東日本大震災の被害に遭った植物標本の修復作業をやっている方々がいて、ボランティアのグループだったらしいのですよね。そういう彫刻から美術、考古学、植物、建築など多岐にわたっているボランティアのグループと、審議会委員との接点はあり得るのかどうか、そういう場面に。その辺はどうでしょうか。

山迫文化財保護課担当課長 市民のボランティアさんという形では、文化財調査・普及員というボランティア制度をつくっております。そのボランティア調査員につきましては、発掘調査をやったりとかするときのお手伝いをしてもらったりとか、博物館で発掘したものを展示なんかしたりしますので、そのお手伝いをしてもらったりとか、いろんなことでお手伝いをしていただいて、市民協働ではないのですけれども、一緒に文化財を保護・活用していこうということで取り組んでおります。

ただ、委員長が言われました専門的な修理という形のそういうボランティアのグループは、ちょっとまだ把握していない状況でございます。

小林委員長 そのほかございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ほかに質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第62号、相模原市文化財保護審議会委員の人事についてを、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第62号は可決されました。

「就学実態把握と対応の手引き」の発行について

小林委員長 それでは、事務局から報告事項があるようでございます。

まず、報告事項1について、学務課からお願いいたします。

馬場学務課長 それでは、報告事項、「就学実態把握と対応の手引き」につきまして、こ

の冊子を作成し、各学校に配付することになりました背景や経緯につきまして、はじめに説明させていただきたいと思います。

5月に厚木で、保護責任者遺棄致死容疑で、厚木警察署が父親を逮捕した男児虐待死亡事件が起こったことはご承知のことだと思います。事件を受けまして、県では6月4日に県内各市町村の教育委員会主管課長を集めて、速やかに児童福祉関係機関などとの情報共有を図り、当該事案の実態を報じつつ、相互に連携して、居所不明児の解消に向けて適切に対応してほしい旨の会議がございました。市の教育委員会にいたしましても、事件を受けまして、居所不明の児童・生徒の把握のための適切な対応についての平成25年付の文部科学省の通知がございますが、改めて各小・中学校長宛てに発布し、周知いたしましたところでございます。

今回作成いたしました冊子の方にも、中をご覧いただくと、13ページから21ページに国の当該通知を参考資料といたしまして添付してございます。今回の事件の反省すべき点として、早期の段階で、行政が被害児童とかかわっていたにもかかわらず、実態把握が見過ごされ、悲惨な結末を防ぐことができなかったことにごさいます。このような悲惨な事件が二度と繰り返されることがないように、就学前の入学児の段階はもとより、学校に在籍してからの就学している不登校、特に全欠の児童・生徒等においても、親とは接触できていても、長期間、児童・生徒本人と学校関係者や児童福祉関係者等の接触ができないケースについても、適切に今後対応するよう、学校と関係機関と十分に連携していくことが求められております。

このことは、全ての児童・生徒の就学の機会を保障する観点からも重要な点であると再認識すべき事柄であると思います。そのため、本市教育委員会では、関係する各課とこれまで協議いたしまして、標準的な事務処理要領を各学校に提示できるよう、厚木の事件の発生後から準備を進めてまいりました。現場の学校の先生方に広く活用していただけるよう、このたび、この冊子を教育委員会で新たに作成したところでございます。

それでは、配付いたしました手引書の内容について説明させていただきます。

はじめに、冊子の表紙の裏にございますが、目次の方をお開きいただきたいと存じます。従来、事務連絡や通知などで学校にお願いしていたものを、できるだけ図式化して、わかりやすく活用できるよう系統立てまして、新入学児の小・中別のフロー、それから在校児のケース別フローというように、一目で事務の流れがわかるように分類させていただきました。標準仕様様式や参考資料も活用いただけるよう付してございます。

冊子の1ページを、A3になっていますが、ちょっと広げて見ていただければと存じます。小学校の入学前からの実態把握のためのフローでございます。左側のフロー図は、時系列でわかりやすく節目ごとに事務の流れを表しております。冊子のどのページでも共通ですけれども、網かけの部分が各学校で行うべき事柄としており、必要な帳票名や報告すべき事項など、要点を記載してございます。

それから、教育委員会とのやりとりについては、年度はじめの学級編制事務が大半でございますので、主に教育委員会の学務課と調整させていただいている事項でございます。学校現場の先生方が学級編制事務とどう連携しているのか、教育委員会の事務と対比できるように、右側の表の方にまとめさせていただいております。入学式に至るまでの連絡がとれなかったりした場合につきましては、各学校で必要に応じて、家庭訪問を今もやっていただいておりますが、それでも把握できなかった場合には、教育委員会の方に引き継いでおります。家庭訪問の際の学校の先生方が記載する様式につきましては、冊子の9ページ、それから10ページの方に、帳票とともに記入例もあわせて掲載させていただきました。

それから、冊子の2ページをご覧くださいと思います。2ページの方は、中学の進学時のものでございます。小学校と同様に、図解で時系列で明示しております。

それから、3ページをお開きいただきたいと存じます。ここからは、入学後の各学校に在籍する児童・生徒についての実態把握に関するケースの対応を図解したものでございます。このページは、長期欠席者についての対応でございます。3日連続の欠席への対応は、登校支援の第一歩ということで、そこにも書かれておりますが、1日目電話、2日目手紙、3日目家庭訪問を初期対応の合い言葉として、各学校で担任を中心とした本人の実態把握をまず基本に実施していただくことになろうかと考えております。その上で、月に7日以上欠席した場合には、欠席状況等通知書を、今もやっていますが、青少年相談センターに報告していただくとともに、必要に応じて、スクールカウンセラー、それから教育委員会と連携しながら、定期的な訪問や面談の努力を継続していただくこととなります。緊急的な支援を要するもの、例えば、今回のような虐待や長期間全く児童の確認ができないときには、福祉部門のこども家庭相談課や児童相談所に通告しなければならないことも、冊子の一番後ろの32ページから33ページ、相模原市の児童虐待早期発見対応の手引きのチェックシートを参考資料として付して、改めて周知の徹底を図ってまいります。

次に、冊子の4ページ、それから5ページです。見開きで見ていただければよろしいか

と思いますが、フリースクール及びインターナショナルスクールへの通所をされているお子さんについての取り扱いにつきまして、図解の上で対応を示しております。フリースクールの経営実態が様々なことから、各学校でのその取り扱いについて苦慮されていると伺っております。現実的に実態を把握することが難しいことから、保護者だけの面談で済まされているケースが多いと伺っております。厚木市の例もございますので、これからは保護者だけではなく、第三者による児童・生徒の通所状況の確認であるとか定期的な面談を実施することを基本とするよう、手引きには明記してございます。なお、フリースクールの通所者については、青少年相談センターに毎月報告を上げるようになっておりますので、今回、手引書の方にも明記させていただいております。それから、各学校には改めて報告についての徹底を図ってまいりたいと考えております。

それから、あわせて11ページの方には、主にインターナショナルに通所される保護者に対して、学校現場で今後情報連携がしやすいよう、学校長へ提出する様式についても、教育委員会の方で初めて標準様式を用意させていただきました。現場で積極的に活用されることを期待しております。

それから、6ページをお開きいただきたいと存じます。海外渡航者についてでございます。例年、本市で児童・生徒の就学実態の把握がなかなかつかめない児童・生徒ケースの場合、大半はこの海外渡航者でございます。住民登録を残したまま、学校や教育委員会にも手続きがされず、海外に転出したものでございます。在学中においても、保護者等の連絡がとれなくなり、手続きがされないまま海外出国して、帰国されないケースもあることから、手順フローを明示して適切に対応できるようにいたしました。

7ページをご覧いただきたいと思います。一時帰国者のケースで、海外からの転入及び体験入学を、連絡を受けた場合の学校の対応について明記させていただいております。体験入学時の様式も特に定めがなかったため、12ページに体験入学用の様式を、初めて教育委員会として標準様式を作成いたしましたので、あわせて学校現場の活用を期待しております。

最後に、8ページをお開きいただきたいと思います。学務課で実施されている居所不明児童・生徒の事務処理フローを図にしたものでございます。網かけ以外は、全て学務課で処理しているものでございます。

以上、今回配付いたしました就学実態把握と対応の手引きの概要について説明させていただきました。

今後は、小・中の校長会に説明させていただいた後、ご了解いただければ、各学校へはe ネットで周知して、全ての先生が見られるような状況にさせていただきたいと思っております。

それから、なお、これからも、この手引きを作ったからということだけではなくて、市のこども家庭相談課や、それから児童福祉関係機関とも調整をして、全学校で実効的に対応が行われて、それから、児童・生徒の実態が的確に把握されるように、これからも学校からのご意見もいただきながら、適宜、必要な修正等を加えていきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げましたが、全児童・生徒の就学の機会を保障することの目的もでございますので、引き続き努めてまいりたいと考えております。

報告事項の説明は以上でございます。

小林委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 フローチャートでとてもわかりやすく、どういう手順で、どういうふうにやっていったらというのが明確にわかっていて、多分、現場での先生方も対応がしやすくなってくるのではないかなと思いました。ありがとうございます。

今、課長に言っていただいたように、ぜひ、管理職の先生方だけではなく、どの先生も理解しながら、対応できるようにしていただけたらなというのを本当に切に思いました。

こういう様式もすごくきちんとしたものを作っていただいて、対応がしやすくなって、居所不明の子たちが常になくなる状態が大事だと思いますし、やっぱり子どもに直接会っていただけるような対応の仕方をしていただけると、本当にありがたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。意見です。

大山委員 1つ質問したいのですけれども、4月のころにも一時問題になった外国籍の人ですが、関係部局に照会するとき、個人情報の壁があるということでしたが、その辺のコミュニケーション等は、その後、うまくいっているのでしょうか。

馬場学務課長 大山委員からご指摘の件につきましては、今年度になってから、東京入国管理局への照会文書がかなりスムーズに、より早く迅速に回答が戻ってくるようになりました。以前は3カ月、4カ月が当たり前だったのですが、今年度当初は1カ月ぐらいになり、現在は2週間であるとか、そういった期間になりました。

大山委員 すると、壁はなくなったということですね。

馬場学務課長 そうですね。それから、あと、住民登録上は片仮名名で登録されているお子さん等がいるのですが、以前は、やはり入国管理局の方ではローマ字表記、パスポート

と同じ表記でない、照会があっても未回答だったのですが、今回、片仮名表記の者がいたのですが、それでも回答をいただきまして、この辺の解消が図られたということは、入国管理局のご協力をいただいたことがすごく大きいかなと思っております。

小林委員長 そのほかございますか。この件はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

平成26年度実施教員採用候補者選考試験について

小林委員長 次に移ります。

次に、報告事項2について、教職員課からお願いいたします。

二宮教職員課長 それでは、今年度の教員採用試験実施結果についてご報告いたします。

8月4日月曜日から9日土曜日までの6日間、2次試験を実施いたしました。この2次試験の結果から最終合格者を144名とし、来年度の採用候補者として名簿登載しましたので、本日、ご報告をさせていただきたいと思っております。

最終結果をまとめたお手元の資料をご覧ください。表は、受験者数や倍率についてまとめたものとなっております。主なところについてご説明をいたします。

まず、小学校では、募集数80人程度のところ、395名の受験者があり、最終的な合格者は86名といたしました。倍率は4.6倍であり、昨年度の3.7倍を上回っております。

次に、中学校全体について説明をいたします。中学校の欄の一番下の計のところになります。募集数50人程度のところ、546名の受験者があり、最終的な合格者は55名といたしました。倍率は9.9倍となっております。昨年度の5.8倍を大きく上回っております。特にこの中学校の中で高倍率だったのは、保健体育でございました。保健体育の欄をご覧になっていただけたらと思うのですが、募集数2名のところ、96名の受験者があり、最終合格者は2名でしたので、倍率は42倍となりました。また、今年度、初めて実施をした中学校特別支援においては、募集数3人程度のところに19名の受験者があり、3名を最終合格者といたしました。倍率は6.3倍でございました。次に、養護教諭ですが、募集数3名程度のところ、52名の受験者があり、最終合格者を3名とし、倍率は17.3倍となりました。昨年度が9.3倍で、ここも大きく上回っております。

全体では、受験者993名、最終合格者が144名、倍率6.9倍となっております。昨年度の4.7倍を大きく上回る結果となりました。

また、合格者の年齢構成を見ますと、20代での合格者が125名となっておりまして、全体の合格者の87%となっております。

今後につきましてですが、合格者が安心して4月を迎えることができるように、10月には、やませみにおいて合格者体験スクールを実施いたします。また、11月に合格者説明会を実施し、健康診断等も実施をまいります。また、3月には、採用前研修を計画しているところでございます。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

小林委員長 説明が終了いたしました。質疑等がございましたら、よろしくお願いいたします。

大山委員 今説明にございました、一番最下段の年齢別合格者数ということですがけれども、昨年と比較しまして、傾向は変わらないと理解してよろしいでしょうか。

二宮教職員課長 ほぼ同様の傾向でございます。平成25年度は全体の85.3%、平成24年度は73.1%、大体同様の割合となっております。比較的、今年度を見ましても、20代と30代を合わせると、さらに95%となっておりますので、20代、30代でほぼ合格者が埋まっているというような状況となっております。

福田委員 年齢のところなのですが、例えば40代、50代の方というのは、どのようなキャリアで受験なさる方が多いのか、ちょっと参考までに教えてください。

二宮教職員課長 今年度の表を見ていただくと、50代の方が3名合格をしておりますが、この3名とも、これまでに教職の経験がほぼ10年以上あるという方となっております。具体的には、臨任経験、あるいは元正規教員だったり、そういうような経験のある方が即戦力として期待をされ、合格をしていると私たちは認識しております。

福田委員 教職経験者という。

二宮教職員課長 そうです。

福田委員 わかりました。

大山委員 養護教諭が3人募集ということで、17.3%と倍率が結構高かったのですがけれども、昨年、あるいは市に移管される前、養護教諭の採用ということでは、特に人数としては変わらないのかどうかということと、今年、かなり倍率が上がったことに対する何か要因というのはございますでしょうか。

二宮教職員課長 養護教諭については、ここ数年、かなり倍率が高い状況が続いております。これは県で実施をしているときも、さらに倍率は高いような状況でございました。どうしても各学校1人配置ということで、退職者も今現在としては毎年少ない状況で、こ

のような状況が続いているのがここ数年の傾向でございます。

福田委員 実際の募集の数と、それから合格者数に若干差が出ていると思うのですが、133人程度が144ということだと、おやめになる辞退者の見込みというようなことであるのか、また、少し多めに採用するというので、その後の対応とか、そういうふうなことも勘案しての合格者なのか、ちょっとその辺のところを教えていただきたいと思います。

二宮教職員課長 今、福田委員がご指摘のとおり、実際の募集数よりも合格者の方が若干多くなっております。これは、今ご指摘いただいたように、合格者の中には他の自治体の採用試験を併願している者も何名かあります。そういったことから、毎年、合格者の中から辞退者が出ている状況でございますので、そういった辞退者がある程度こちらでも予想しながら、最終的な合格者を出しております。合格者の候補の中で、例えば、他の地方出身の方がどれくらいいるのかとか、そういったことも見ながら、最終的な合格者を決めているような状況でございます。

また、この募集数を決めるのは、今年の1月から2月ぐらいに細かい予想を出しているのですが、その後、急遽、退職者が出たりとか、今年度になってから退職者が出たりすると、特に中学校の教科なんかには枠が空きますので、そういったことなどでも若干変動があるようなところもございます。

福田委員 わかりました。

田中委員 中学校の方で、今年、特別支援枠ということで採用されていると思うのです。今までだと、ほかの教科の中での先生がついてくださっていたと思うのですが、今回、特別支援ということで枠を設けていただいたということで、当然、専門で特別支援級についていただけるのかなと思うのですが、それでよろしいのでしょうか。

二宮教職員課長 基本的には、採用されて3年から5年の間については、特別支援学級の担任として採用するということが主な最初の条件となっております。その後につきましては、その状況に応じて、もともとの教科の指導もするようになってくる場合もあると思えますし、引き続き支援級の担任として専門性を発揮していただくというようなこともあると考えております。

田中委員 ちょっと他市の状況がわからないのですけれども、他市でもやはり中学校の特別支援専門としての採用があるのか、それから、今回、19人が受験者として来たのですが、それは一般的に見たときに多いのか少ないのか、ちょっとその辺の傾向がわかれば教

えていただきたいのですけれども。

二宮教職員課長 実は、この中学校のみの特別支援枠というのは、本市が初めてになっております。他市で、小学校も含めてというようなところはございますが、中学校というのは本市のみになっております。今年、初めて、この特別支援枠というのを設定して、採用試験を実施させていただきました。主な条件としては、特別支援学校の免許を持っているか、あるいは特別支援学級担当としての教職経験が2年以上ある者となっておりますので、かなり条件としては厳しい中、ここの枠で受けていただいております。ですから、今回、特別支援枠として受験者19名程度ございましたけれども、倍率から見ても、この辺が妥当であったのではないのかなと考えているところです。

大山委員 今の特別支援枠のお話なのですが、3人の中で、もし可能ならば年齢構成、あるいは受験者の方の年齢構成等がわかりましたら、参考までにお教えいただきたいと思っております。

二宮教職員課長 3名の合格者ですが、3名のうち2名は、市内の中学校で支援級の担任として臨任経験が長い者でございます。もう1名は、県内の特別支援学校で長い間、臨任をしている者です。いずれもかなり長い間、特別支援の教育に携わっている、そういった者が合格しております。年齢的には、30代が2人、50代が1人というような、若干ほかのところよりも年齢構成的には高くなっているところがございます。

田中委員 今回、保健体育が最終的に4.2倍の倍率というところで、大変な倍率をくぐり抜けて採用されたのだなと思ったのですが、今後も1人とか2人程度のこの倍率でいくと、相模原市は倍率が高過ぎるということで、受験者が少なくなってしまうのではないかなというところもちょっと懸念されているとは思いますが、その辺は今後どういうふうな対策というか、対応をされていこうかと思われていますでしょうか。

二宮教職員課長 保健体育につきましては、昨年度の受験者が81名、今年度が84名です。受験者数はほぼ変わっていません。この倍率が大きく変わったのは、いわゆる合格者数が極端に少なくなったというところがございます。このような高倍率になってしまいました。ここ数年、本当に1、2年の間は、保健体育退職者が少ない状況なのですが、5年ぐらい経過してきますと、退職者がかなり多くなっていく時代になってまいりますので、そこに向けて徐々に、合格者といいますか、募集数を増やしていくような形をとっていきたく思っています。あまり極端に大きな上がり下がりがないような形で調整をしながら進めてまいりたいなと思っております。

田中委員 では、ほかの音楽ですとか美術ですとか、その辺も同じような考えでということ、よろしいでしょうか。

二宮教職員課長 ほかの教科も同様でございます。現在、小学校がかなり退職者が多くて、中学校はまだなのですね。これが大体、中学校は5年遅れぐらいで、そのピークがずれてまいりますので、もうしばらくすると、今度は中学校の退職者が多くなっていくというような形になってまいりますので、そうすると、中学校それぞれの教科の退職者が多くなり、かなり多くを募集しなければいけないというような形も予想されております。

田中委員 わかりました。

福田委員 教師塾との関係で、今回の合格者の中に、もしわかるのであれば、何名というか何割程度、卒塾者がいるのか教えていただければと思います。

二宮教職員課長 これは私たちが確認をしたところですので、もしかすると正確な数ではないかもしれませんが、平成26年度の採用試験については、教師塾経験者が119名受験をしているとつかんでおります。その中で、37名が合格をしておりますので、合格者を受験者で割った割合、大体31%程度の方が合格をされているという形になっております。

小林委員長 この件はよろしいですか。まだ質問はございますか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 大変長い間の教員採用試験、ありがとうございました。お疲れさまでした。

専決処分の報告について

小林委員長 それでは、次に移ります。

次に、報告事項3について、学校教育課からお願いいたします。

長嶋学校教育部参事 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

市立中学校の休憩時間中に生じた物損事故に係る損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、9月市議会定例会において報告を行うに当たり、あらかじめ教育委員会に報告するものでございます。

内容についてでございますけれども、平成26年6月16日午後1時15分ごろですが、中央区内の市立中学校屋外運動場において、休憩時間中にサッカーをしていた際、生徒が蹴ったボールが高さ10メートルの防球ネットを越え、隣接する市道を走行していた乗用車に当たり、フロントガラスを破損させたものでございます。本市の責任割合は100%、

損害賠償額につきましては11万318円でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

小林委員長 説明が終了いたしました。質疑等がございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

田中委員 事故の概要は大体わかっているのですが、このボールを蹴って、防球ネットを越えて車に当たってしまった、その被害者の方との経緯というか、子どもたちが蹴った後、どういう流れでこういう結果に至ったのかというところをちょっと説明していただけたらなと思います。

長嶋学校教育部参事 学校からの報告によりますと、当時、シュート練習をしていたのが中学校3年生の男子3名でございました。事故があった後、直ちにそのうちの1名が車の方に向かいまして、残りの1名は職員室に急行いたしまして、先生を呼び、教頭がすぐ現場に駆けつけまして、状況の確認と被害者の対応に当たったということでございます。幸い物損だけでございましたので、けが等もございませんでした。

田中委員 防球ネットを越えという文面があるのですが、防球ネットはどのくらいの高さですか。

長嶋学校教育部参事 防球ネットの設置基準ということでございますけれども、中学校ですと高さ10メートル、小学校ですと高さ8メートルということのようでございます。この学校も10メートルの高さで、市道に面した部分全体に設置がされておるということでございます。

小林委員長 またこういうことが起きるかもしれないのですが、再発防止のための方策の基本的なお考えをお聞かせいただければと思います。

長嶋学校教育部参事 こういった事故が何度かこれまでもあったわけでございますので、ここで改めて教育委員会の方から各学校に注意喚起の通知を送付致しました。この学校につきましては、シュート練習を行う場合、市道側に向けたゴールがあるわけですが、そのゴールは昼休み等には使わないようにして、反対側の道路に面していない方のゴールを使っていただくというようなことで指導をする。また、ほかの学校においては、休み時間中には使用を禁止するというような対応をとっている学校もあるとお伺いしております。

具体的には、防球ネットをどんどん高くするというのもなかなか難しいことでございますので、こういった学校の考え、事故防止の取り組みということで、それぞれの場所、運動場の配置等もございますので、それぞれの学校で考えていただいて取り組んでいるとい

うことでございます。

小林委員長 そうすると、練習では使わない、試合等が行われた場合には、どうしてもそれを使わざるを得ないのか、あるいはゴールをちょっと動かせるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。試合のときは、どうしてもそこを狙ってくるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

長嶋学校教育部参事 中学校の場合、ゴールが固定されておりますので、練習試合等がある場合には、例えば外に人を配置するとか、そういったことで注意しながらということになるかと思えます。

小林委員長 わかりました。

田中委員 以前、ほかの学校でも、野球のボールがというのはあったのですけれども、今回この学校で、以前にも同じようなケースで何か事故が起こったことというのはあるのでしょうか。

長嶋学校教育部参事 当該校では、今持っている資料の中ではございません。

田中委員 わかりました。では、大丈夫です。いいです。

小林委員長 この件は、これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育委員活動報告

小林委員長 次に、私たち教育委員会の方から、日ごろ教育活動をやっておりますけれども、その活動報告を一人ひとり委員の方からお願いできればと思います。

まず、福田委員。

福田委員 では、私の方から報告させていただきます。

本年度の4月以降となりますと、まず最初に、教科書採択事業が主立ったものだったと思いますが、これに関しては、委員それぞれが対象となる全ての教科書に目を通し、それぞれの改良点等について、また、課題等について整理し、その後、審議に臨むというような形をとって、結果が出たわけですけれども、その際に、時間的に難しい面もあるかと思いますが、委員として、現場の先生方たちと意見交換できるとか、それから各出版社の編さん趣旨等をプレゼンしていただくとかというようなことで、少し現場での使用に関して、そういう交流できるような場が、時間的にできるものであれば、また考えていただけるといいなと思いました。

そのほか、かかわったことの中から2つ報告させていただきますと、まず1つ目に、7月5日に、第3回若あゆ食農体験クラブというのに私は初めて参加させていただきました。ちょうど小雨が降っておりまして、この日は中耕という、ちょっと私ものない言葉だったのですが、浅く耕して、少し苗の根この状況をよくしていくというような、そういうご説明があり、農業指導員の方から、『子どもたちが田んぼに入ると土壌がほぐれて、稲にとっていいのだよ』『子どもたちがたくさん入ってきてくれた方が稲はうれしいのだよ』なんていうような説明の中で、子どもたちがとても楽しそうにかかわり、活発に活動している様子が印象的でした。それから農業指導員の方へ個別に、参加している子どもが『自分もベランダでバケツで稲を育てているのですが、この中耕みたいなものはどうしたらいいですか』とか、非常に熱心に聞いている子どもがいました。本当に農業指導員や職員の方々も大変ご苦労だなと思ったと同時に、多くの子どもたちがこういう機会に、学校の課外活動だけではなくて参加できると、楽しい中で、やっぱり体験から学びの芽をつくるということであると、非常に意味のあることだなということを経験してまいりました。また明日あるそうで、楽しみにしております。

それと、2つ目に、夏休みにかけて盛んに行われました先生方の研究交流ということについてお話ししたいと思います。私は7月31日と8月1日の相模原市小・中学校の教育課程研究会の中で、音楽部会と美術科部会に参加させていただきました。その中で、小学校の特に音楽では、インターロッキングというちょっと耳慣れない言葉だったのですが、かみ合わせるということで、子どもたちがつくった音をかみ合わせていくという中で、子どもたちが本当に楽しんで、積極的にやるというような授業の改善、工夫というものが紹介されましたし、中学校の方からは、伝統的な音楽、特に琴等をやらなければいけないというような学習指導要領の改革の中で、それに積極的にかかわって、好きな和歌を詠んで、それに音をつけようというようなことから、自然と琴も弾いてみたり、ああ、こういう音がいいねとかということで、同時に和歌にも触れるというような、そういうようなことを工夫なさったご報告がありました。そういう取り組みで、私自身も啓発されるところがありました。

それから、2日目に美術科のところでも、美術もいろんなセクション、ジャンルで、いろんな取り組みをするわけですが、子どもがやっぱり喜んで主体的にやっていくということで、どんな導入の工夫があるかということとそれぞれが持ち寄って、先生各自でやったことの中でうまくいったケースを持ち寄って、プレゼンし合うというような、そう

いうワークショップが行われていまして、そこでも本当に活発に意見交換が行われておりましたし、中学校の方からは、先生自身が書の展覧会に行って非常に感銘を受け、子どもたちにそれを見せて、読めないのだけれども、書体として、美術的にもおもしろいねなんて話をする中で、子どもたちがそういうものに挑戦し、書の書き方というよりも書を楽しんで具象化するような、そういうことがとてもよかったという報告があったわけですが、そういう中で、本当に盛んに、特に今回は小・中ということでの交流ですね、そこで啓発されるものも多かったとご報告もあったし、活発に行われていて私はよかったなと思ったのですが、全体に授業研究等がどこも盛んに行われているのですけれども、何といえますか、横の広がりはすごくあるかなと思うのですが、テーマを少し時系列で深めていくというような、そして相模原独自のものをつくり出していくというような、同じテーマで少し深めていくような、そういう機会があるともっといいなと思いました。

小林委員長 ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いいたします。

田中委員 私は、本当にいろいろ参加させていただいたのですが、まず、6月7日のさがみ風っ子教師塾の卒塾式に参加させていただきました。塾生たちがすごく立派でびしっと座っていらっしゃる姿に感動もしましたし、また、短い時間だったと思うのですが、仲間であったり、それから担当の先生方であったり、そのきずなをすごく、自分の通っている学校だとか家庭だとか、そういうところとはまた別で、そういう関係をつくれたということが皆さんの糧になったのではないかなということ、すごく感じました。それで最後に、本当にみんなで輪になってというか、私たちは脇の方でしたけれども、そういう状況とかも見られましたし、やっぱりそういうことがこれから先生になっていただける若い人たちの力になるのではないかなと感じました。

それから、6月13日に、はやぶさ給食の試食会に旭中の方に行かせていただきました。3校時目のみ学校の様子を見させていただきまして、それからの給食だったのですが、本当に子どもたちも落ちついていて、給食の時間もゆっくりではないのですが、食べさせていただきました。ただ、時間が本当に短くて、給食を食べられる時間というのが、ちょっとおしゃべりなんかをしていると、ああ、もう終わりなのねみたいな感じで、慌てて食べたのですが、やっぱりあの時間に、私も別にそんなにずっとしゃべっていたわけではないのですが、何かそういうときにしゃべっている場合ではないのだという雰囲気もすごくあったのですが、それでも子どもたちは私が聞いたことに対して、

とても親切に答えてくれたりしてくれて、とてもよかったです。あの時間はどの
だろうと、現場の先生や皆さんに聞くと、いや、もう時間がとれないのですとおっしゃる
のは重々承知なのですが、何か食育とか、そういうことを考えたときに、やっぱりちょ
っと楽しい時間という思いがあるので、何か工夫ができないかなとちょっと思いました。

福田委員 メニューの工夫はあったのですか。

田中委員 はい。はやぶさの日で、はやぶさ給食だったので、星形のコロックですとか、
あと、ゼリーの中に星の形のものが入っていたりとか、とても楽しくて、お弁当併用な
ので、お弁当の子もいるのですけれども、話題として、こんなが入っているみたいな、中
学生でもちょっと喜んでたので、ほほ笑ましい時間を過ごさせていただきました。

それから、研究発表で鶴園小学校の音楽の授業を見せていただきました。音をつくる
というところで、本当に音楽に対して全校で取り組んでいらっしゃる姿を見せていただき
まして、子どもたちがすごく生き生きと音楽に触れているなと思いましたし、テーマを決
めて、それに合った楽器や音を探しながら、自分たちで音楽、音をつくっていくという作業
がすごく、みんなでチームワークでやっている姿を見られまして、良かったなと思います。
学校としては、音楽の技術を高めるというよりは、音楽を通して、仲間とのきずなです
とか感覚というのですかね、可能性とか、そういうものを育てていきたいという校長先生
のお話も大変印象的でした。

それから7月30日に、先ほど福田委員の方からあった教育課程研究会の前日に、教育
研究発表大会がありました。こちらの方も、テーマごとに発表がありまして、現場の先生
方以外にも市民の方とか、あとは私が行かせていただいたところでは、県内の高校の実
践例ですとか、そういう内容もあって、大変有意義だったのではないかなと思います。

そして、7月31日、8月1日については、教育課程研究会に参加させていただきました。
7月31日は算数・数学、それから8月1日の午前は家庭科、午後は生活科の方に参
加させていただきましたのですが、一去年までは音楽とか美術、昨年までは技術家庭などの教
科は、小・中がそれぞれで発表し、その後交流できる場を設けるということで、すごくそ
れも有意義だったと思うのですが、今年は逆に総則とか道徳以外、ほとんど小・中が一
緒にやるという形でやっていただいたというところに、すごく意義を感じました。

算数に関しては、中学校区ごとでグループワークをしていたようなのですが、お
互いに同じ中学に行くのに、最低でもどんなことに力をつけていったらいいですかとい
う質問が、中学校の先生に多く寄せられていたようです。やはり基本的なことをきちんと押

さえももらっていないと、中学校での数学というものにつまずくのだよというようなご意見がすごく出ていました。それから、担当されていた校長先生からは、やはり自分たちの教えるところだけではなくて、その前後、子どもたちがたどってくる前後のところも、皆さんはもっと目を向けるべきですよというようなお話がありました。小学校の先生でしたら、幼稚園とか保育園で、算数的というよりは、どういうふうな教育をされてくるのか、それから中学校ではどういう勉強をしてくるのかというところで、そこを考えながら子どもたちに接することが大事ですし、中学校の先生は、やはり小学校ではどういうふうな教え方というか、どういうことをどういうふうな形で教えてもらっているのか、それから、もっと言えば、高校になったらどういう数学が待っているかということまで考えて子どもたちに接するべきではないかということが私はとてもすごく印象的だったので、ぜひ、ここで言わせていただきたいなと思いました。

すみません、長くなりましたが、以上です。

小林委員長 ありがとうございます。

続きまして、大山委員、お願いいたします。

大山委員 私はちょうど皆さんの報告があった時期に行われた教育研究発表大会や教育課程研究会については、都合で出られませんでした。あと、概ねは点検・評価の結果報告書の中で報告してございます。

先ほど、田中委員が言われた、鶴園小学校での音楽の研究発表会という報告がございましたけれども、同じような感想を持ちました。その後に行った平成27年度の教科書用採択に当たって、この公開授業を見ることによって、市内の音楽教育の実際と、どんなふうに行われているのかということがよく理解できまして、音楽の教科書の採択にも役に立ったということで、先生の話だと、ほかの学校ではなかなか音楽というとなかなか難しかったのだけれども、この学校に来まして、自分でも楽器を少し扱うようになったと、進んで取り組むようになったというような感想を述べられていたのが、非常に印象的でした。

それからもう1つは、4月10日に教育委員会の点検・評価の視察の中で、夢の丘小学校で、特別支援教育の視察ということでございましたが、新入生が入って間もない時期にどうやって学校になじんでいくのだろうというものを自分の目で見ることができました。幼稚園あるいは保育園から小学校へ入学し、これまではもう休憩時間、休みの時間には教室中を駆け回った子どもたちが、ベルが鳴りますと、一転、先生の前に集まって、静かにオリエンテーションの話を聞いている。ああ、小学校に入って、こういう風景があるのだ

ということを初めて目の当たりに見て、だんだんこうやって学校に慣れていくのだなということを目の当たりにしたという印象でございます。

それからもう1つ、夏休みの最中に、全国学力調査の結果と、スマホの使用時間の因果関係が明白になったというような結果を見まして、今後、やはりこのスマホの問題については、学校におきまして、正面から取り組んでいかなければいけない。もちろん小児科医としては、それをバックアップするような体制はもう万全を期してやっていきたいと思っておりますが、学校としてやはり取り組んでいかなければいけない課題なのかなという感想をもちました。

以上でございます。

小林委員長 最近の情報もありがとうございました。

最後、私でございますけれども、3人の委員がほとんどもう意を尽くされているわけでございますけれども、一言、昨日も下村文部科学大臣が、これからは自治体の主体性を尊重しながら、小・中の連携、小・中合体化を進めていくのだと、そういう話がありましたけれども、一昨年からですかね、教育課程研究会で小・中連携の合体の研究部会を設けたというのがありました。私は特別支援教育部会へ入ったのですが、その研究発表の内容と同時に、先生方はどう感じているかなという形で参加していました。終わってから先生方と雑談しますと、小・中の先生で子どもたちのことを論議し、意見を交換し合えて、本当に助かったと。今までは、小学校は小学校、中学校は中学校でやっていたけれども、このスタイルはやはり先生方に非常に好評のようございました。それだけちょっと伝えておきたいと思います。

それからもう1つ、相模原市の教育委員会として、メンバーの1人として活動しているわけでございますけれども、東日本大震災が2011年3月11日に起こりました。そのときに、神奈川県市町村教育委員会の委員の中から、これはほっておけないぞと、被災地の子どもたちを何とか救ってあげようよということで、30名ばかりが立ち上げました。それが長い名前なのですが、お手元にもちょっと資料がありますが、一番上にあります「神奈川県市町村教育委員東日本大震災被災地子ども支援実行委員会」、通称「神奈川きずなブック」という本を送る活動を、これでもう3年になるわけでございます。いわゆるほっておけないという気持ちを形にしようではないかということで、教育委員とその経験者、いわゆるOBで、12の市町の教育委員30人でスタートしました。今、相模原市もそのメンバーに入っているわけでございますけれども、そのころ、やはり一番気になった

のは、子どもたちのことであり、この大きな困難を何とか克服して復旧の担い手になってほしいのだと、そういうことで動き出しました。その中で、本当に多くの方たちが本を送る活動にかかわっていただきました。共感しながら、そして感謝しながら、これからも続けていきたいということで、現在、進めているわけでございます。

資料の方は平成26年3月の資料でございますのでちょっと古いのですが、9月4日現在では、62カ所の学校に2,635冊の本をお届けしております。最初は宮城県の方から入りまして、現在は福島県いわき市を中心に動いております。これからは、福島県相馬市や、新地町あたり広げていこうとしておりますが、それには情報が必要なのです。私たちもメンバーで一、二度、現地視察に行ってきています。それでもなかなか情報は入らないのですが、これから、福島県に入ってきているわけでございますけれども、福島県教育委員会の相双教育事務所というところに非常にお力添えをいただきまして、それからもう1つは、神奈川新聞の記者の方が、この復興活動に記事等で、福島の方で新聞に載せていただきました。それで、また我々も現地視察をしたりして、情報を集めているわけでございますけれども、今までに気仙沼市、大槌町、名取市、大船渡市、南三陸町、山元町、釜石市、陸前高田市、石巻市、いわき市と、こういう形で今進めているわけでございます。

それで、あちこちの高等学校の文化祭だとか、それから肢体不自由児、不登校の子どもたちを集めた学校があるわけですが、そういうところでの文化祭等には、こういう活動をしていますというアピールを我々はいつも言っているわけでございます。今年も11月3日には、二宮町の心泉学園に行って、またその活動をするわけでございますが、とにかくこういう活動を今一生懸命やりまして、これを何とかずっと続けようと、絶対被災地は忘れないと、そういうことで、私たちのメッセージとともに、被災地の小・中学校を中心に希望される本を送りましょうと。今までは、古い本を集めて構わず送っていたのですが、いわゆる本の御用聞き活動にしようよと。必要な本はどういう本が欲しいのだと、それを承ってから、届けましょう。しかも、お届け先も、こちらから本を買うのではなくて、現地の本屋を通して学校に届けたいと、そんな活動を今やっておるところでございます。

何か知り合い等がございましたら、こういう活動をしているということをお伝え願えれば、それから情報もいただければ非常に助かるかと思ひまして、報告いたしました。

以上で、私たち教育委員の活動の様子を報告いたしました。何かご質問はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、次に、教育委員会の主なイベント等についてでございますが、お手元にあります広報カレンダーに9月から10月までの予定がまとめてありますので、これは皆さん、ご覧いただければと思います。

特にこれについて伺いたい点がありましたら承りますが、この件、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 では、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、相模原市教育委員会9月定例会を閉会いたします。お力添え、大変ありがとうございました。御礼を申し上げます。

閉 会

午後4時23分 閉会